

---

株式会社フリーワークス

550-0002 大阪市西区江戸堀1-24-15-401

人権基本方針お問合せ窓口 info@freeeasyworks.co.jp

# 人権基本方針

## 基本的な考え方

### ●経営理念

「その炎で消えない花火を世界へ放て ～ Let's take it free and easy ～」

### ●MISSION

「世界中に感動の輪を広げることで、争い事のない世の中をめざす」

### ●経営基本方針

社員とプレーンのために 夢と安心と働きがいがある環境を

お客様のために お客様とその先のお客様にも感動を

社会のために 事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献

私たちは、すべての人が自分らしく、自由で平和に、充実した働き方を見つけられる社会の実現をめざしており、そのために事業活動に関わるすべての個人の人権を尊重することが不可欠であると認識しています。

その上で、国際連合の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、国際人権章典(世界人権宣言など)および国際労働機関(ILO)の「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」で定められた人権を尊重します。

この人権基本方針は、株式会社フリーワークスの役員・従業員すべてに適用されます。

また、当社の事業に関わるサプライヤーやビジネスパートナーに対しても、本方針への理解と尊重を期待し、協力関係を築いていきます。

---

## 1. 人権尊重の責任

私たちは、自社の事業活動が人権に与える影響を特定し、その負の影響を予防、軽減、是正することに責任を持ちます。

## 2. 法令の遵守

私たちは、事業を行うすべての国・地域において、関連する法令および国際的な人権基準を遵守します。現地の法令と国際的な人権基準に矛盾がある場合は、国際的な人権基準を最大限尊重する方法を追求します。

## 3. 人権デュー・ディリジェンスの実施

私たちは、人権への潜在的および実際的な負の影響を特定し、評価し、対処するために、継続的に人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築・運用します。

このプロセスを通じて、特定された人権リスクに対し、適切な措置を講じます。

## 4. 救済・是正措置

私たちは、万が一、当社の事業活動が人権への負の影響を引き起こした、または助長したことが判明した場合、適切な救済および是正に向け、誠実に対応します。

社内外からの通報や相談を受け付ける窓口を設置し、公正かつ迅速に問題解決に努めます。

## 5. 主な人権尊重への取り組み

私たちは、特に以下の点において人権尊重に努めます。

### 差別の禁止

人種、民族、国籍、出身、性別、性的指向、性自認、年齢、障がい、宗教、信条などによる一切の差別を容認しません。

### ハラスメントの禁止

あらゆる形態のハラスメント(セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなど)を禁止し、安全でハラスメントのない職場環境を維持します。

### 強制労働・児童労働の禁止

いかなる形態の強制労働、人身取引、児童労働も認めません。

---

### 適切な労働条件

適用される法令に基づく最低賃金を遵守し、適切な労働時間管理、休日、休暇を提供します。結社の自由および団体交渉の権利を尊重します。

### プライバシーの保護

個人のプライバシー権を尊重し、個人情報の適切な取得、利用、管理を行います。

### 安全で健康な職場環境

労働安全衛生に関する法令を遵守し、従業員が安全で健康的に働ける職場環境を整備します。

## 6. 教育と意識向上

私たちは、すべての役員・従業員が人権尊重の重要性を理解し、本方針を業務に反映できるよう、継続的な教育と啓発活動を行います。

## 7. 対話と協力

私たちは、人権に関する課題について、従業員、サプライヤー、顧客、地域社会、NGOなど、関係するステークホルダーとの対話を重視し、協力しながら人権尊重の取り組みを推進します。

## 8. 方針の見直し

私たちは、社会情勢の変化や事業活動の進展に合わせて本方針を定期的に見直し、改善していきます。

制定日:2025年7月30日  
株式会社フリージーワークス  
代表取締役 高森 ユウジ